

「東京都障害者情報コミュニケーション条例」では、施策の実施状況について、これを毎年公表するとともに、障害者、障害児の保護者その他の関係者から意見を聴く機会を設けることとしているため、関係者から意見を聴取

## I 条例の施行状況（主な取組）【令和7年度】

※「東京都手話言語条例」に係る取組と重複するものは除く

### <基本的施策>

#### ■障害者による情報取得等に資する機器等（10条）

- ・ デジタル技術の利用・活用、製品開発等を支援
- ・ 路線バスにおけるAI翻訳透明ディスプレイ導入実証を実施
- ・ 鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーション技術の導入を支援
- ・ 視覚・聴覚障害者向けのスマートフォン教室を実施
- ・ アプリを活用した障害者の活動をサポートする仕組み構築のための実証

#### ■関心と理解を深める機会の確保等（11条）

- ・ リーフレットやデジタルブックの作成等による情報コミュニケーションの普及・理解促進のための啓発活動を展開
- ・ 情報コミュニケーションに係る全庁職員向け研修等を実施

#### ■障害者からの相談及び障害者に提供する情報（12条）

- ・ 各センターや学校において相談事業やコミュニケーション訓練を実施
- ・ 各種印刷物や窓口での情報保障や、アクセシビリティに配慮したホームページの作成等多様な意思疎通手段に配慮した情報提供等を実施
- ・ 職員採用試験（選考）における情報保障を実施

#### ■意思疎通支援者等の人材確保、養成等（13条）

- ・ 盲ろう者向け通訳・介助者等の意思疎通支援者を養成

#### ■事業者への支援（14条）

- ・ デジタル技術の利用・活用、製品開発等を支援（再掲）
- ・ デジタルブックにより事業者における配慮の事例などを紹介
- ・ 鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーション技術の導入を支援（再掲）

#### ■学校における支援（15条）

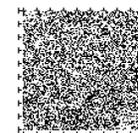
- ・ 視覚障害のある乳幼児に対する教育相談や就学支援を実施
- ・ 特別支援教育やコミュニケーション手段等に関する教員向け研修を実施

#### ■調査研究等（16条）

- ・ 大学等と連携し、調査研究を推進

#### ■災害時等における措置（17条）

- ・ 避難所における情報保障機器の整備等を行う区市町村を支援



令和7年度の取組を引き続き着実に実施するとともに、区市町村との連携やデジタル利用の支援に係る取組等を拡充

➡ 多様な情報提供手段を通じて、円滑に情報を取得・利用し、意思疎通が図れるよう、環境整備を一層推進

《主な取組（新規・拡充）》

連携

➤ 区市町村との連携を強化

【新規】 障害者情報コミュニケーション条例の趣旨を踏まえた取組を支援し、身近な地域である区市町村における情報保障推進の取組を促進（区市町村包括補助事業）《福祉局》

デジタル

➤ デジタル利用・活用の支援を充実、事業者支援の取組を強化

【拡充】 障害者IT地域支援センターの機能を強化（事業者相談窓口を設置、障害者の自宅等へのアウトリーチ支援を実施）《福祉局》

【拡充】 視覚・聴覚障害者向けのスマートフォン相談会を実施《デジタルサービス局》

【拡充】 路線バスにおけるAI翻訳透明ディスプレイ導入実証を拡充（AI車掌(アバター)との実証を実施）《都市整備局》

普及啓発

➤ 情報コミュニケーションの普及啓発を充実

【新規】 特設サイトの開設等により情報面におけるバリアフリーの普及啓発を推進《福祉局》

【新規】 SNS等を活用し情報コミュニケーションの普及啓発を推進《福祉局》

相談

➤ 相談支援体制の整備及び情報保障の取組を強化

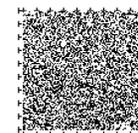
【拡充】 障害者IT地域支援センターの機能を強化（再掲）《福祉局》

【拡充】 都におけるホームページ作成に係る庁内規程を改訂《デジタルサービス局》

人材確保

➤ 意思疎通支援者の確保を一層効果的に行うため取組を充実

【拡充】 盲ろう者の通訳及び外出時の付添いをする通訳・介助者の処遇を改善《福祉局》



## 条例が目指すこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。



## 皆さんへのお願いです

### 都民の責務

- 条例の目的及び基本理念について理解を深め、都や区市町村が実施する施策にご協力をお願いします。

### 事業者の責務

- 障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにしましょう。都が実施する施策にご協力をお願いします。

### 東京都の責務

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、実施します。



東京都福祉局障害者施策推進部企画課

電話 03-5320-4147

FAX 03-5388-1413

# 東京都障害者 情報コミュニケーション 条例ができました！

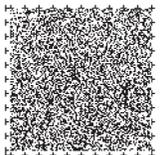
令和7年7月1日施行



### 条例制定の目的

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができることを目的としています。

東京都福祉局



必要な配慮やコミュニケーション手段は、その人ごとに異なります。  
 相手がどのようなコミュニケーション方法を求めているか確認し、対応しましょう。

## 多様なコミュニケーション手段の例

聞こえない・聞こえにくい方  
 手話（手話通訳、遠隔手話通訳）、  
 要約筆記、筆談 など



見えない・見えにくい方  
 点字 など



理解することが難しい方、  
 言葉を発することが難しい方など  
 コミュニケーションボード など



このほか、拡大文字、手書き文字、指点字、読み上げ、音訳、代筆、分かりやすい表現、実物又は絵図の提示、身振り、手振り、表情、文字盤、重度障害者用意思伝達装置、身体障害者補助犬の使用など

## 情報提供方法の例

受付や窓口では

- 「じっくり聞いて」、「ゆっくり話し」、「丁寧に対応」
- 図やイラストを活用



ホームページなどでは

- 音声読み上げ機能に対応したテキストデータなどの掲載
- 問合せ先には、電話番号、メールアドレス、FAX 番号を記載



そのほかの例は、下記の二次元コードからご覧ください

